

24長寿第64246号
平成25年3月28日

各（介護予防）通所介護事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）通所介護の適切なサービスの提供について

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定（介護予防）通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持又は向上を図るものでなければなりません。

このため、指定（介護予防）通所介護事業所は、利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、各々の利用者の状況等を踏まえて、利用者ごとに適切な（介護予防）通所介護計画を作成し、当該計画に基づいて、計画的にサービスの提供を行うことが求められています。

しかしながら、今年度、県が実施した実地指導及び監査において、（介護予防）通所介護計画の作成に係る一連の業務の認識不足から、別紙のとおり、改善を要する事例が多く見られました。

つきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第7章の基本方針並びに同基準の運営に関する事項のうち基本取扱方針及び具体的取扱方針について、再度確認の上、別添「（介護予防）通所介護計画の作成に係る一連の業務の流れ」を参考にいただき、適切に指定（介護予防）通所介護の提供を行っていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ 担当 富山・川田

電話 087-832-3274 FAX 087-806-0206

※なお、高松市に所在地のある事業者については、

高松市健康福祉部介護保険課 担当 多田

電話 087-839-2326 FAX 087-839-2337

別紙

実施指導及び監査における主な指導事例

- 1 (介護予防) 通所介護の作成(変更)において、利用者の心身の状態やその置かれている環境、通所介護への要望の把握が不十分であるため、(介護予防) 通所介護の提供によって解決すべき課題の把握が適切に行えていない。
- 2 (介護予防) 通所介護計画の作成(変更)において、把握した利用者の心身の状況等を踏まえて行うのではなく、居宅サービス計画の内容を転記することで、当該計画を作成(変更)しているため、(介護予防) 通所介護の援助の方向性や目標が明らかになっていない。
- 3 作成(変更)した(介護予防) 通所介護計画に、(介護予防) 通所介護の目標を達成するための具体的サービス内容の位置付けが不十分であるため、利用者の要介護(要支援) 状態の軽減等に資する効果が現れていない。
- 4 居宅(介護予防) サービス計画に、誤嚥等の事故防止のために必要なサービスが位置付けられている利用者について、(介護予防) 通所介護計画に当該サービスを位置付けずに、必要なサービスの提供が行われなかったことから事故に至った。